

農業集落排水施設使用料について

1) 使用料について

- ・使用料は、ご利用の水量（水道メーター）を基準とします。（表1）
- ・一般家庭で水道以外の水（井戸水など）を使用している場合は、表2の家族人数により認定水量とします。
- ・水道水と井戸水などを併用される場合は、メーター水量と表2の認定水量を比較し、大きい値を使用量とさせていただきます。
- ・なお、メーター器につきましては、市からの貸し出しの場合と私設の場合があります。

区 分 農業集落排水施設使用料 （木島南部、温井、北瑞）

（表1）＜下水道使用料＞

1ヶ月当り

| 基本料金 | 汚水量 | 1立方メートル当り使用料（円） |
|-------------------------------------|---|-----------------|
| 1,481円 (5m ³ まで基本使用量) | 0～5m ³ まで | 0円 |
| | 5m ³ を超え10m ³ まで | 139円 |
| | 10m ³ を超え30m ³ まで | 152円 |
| | 30m ³ を超え50m ³ まで | 158円 |
| | 50m ³ を超え100m ³ まで | 162円 |
| | 100m ³ を超え200m ³ まで | 170円 |
| | 200m ³ を超え300m ³ まで | 180円 |
| | 300m ³ を超え500m ³ まで | 195円 |
| | 500m ³ を超えるもの | 195円 |
| 公衆浴場汚水 | - | 125円 |

算出した金額には、消費税が含まれています。

使用料の合計額において、10円未満は切り捨てとなります。

（表2）＜水道水以外の場合（井戸水など）＞ 認定水量

1ヶ月当り

| 家族数（人） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7人以上 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|------|
| 使用料（m ³ ） | 10 | 16 | 22 | 26 | 30 | 34 | プラス4 |

2) 使用料の算定について

- ・基本使用料に汚水量料金を加えたのが使用料となります。

- ・例 30m³/月の場合

$$1,481円 + 139円 \times 5m^3 + 152円 \times 10m^3 + 152円 \times 10m^3 = 5,216円$$

5,210円

3) 使用料の徴収について

下水道の使用料は、水道使用料と同じく2ヶ月分をまとめてご請求しています。